



## 主な内容

46年度事業計画・基本方針…1頁  
当所議員改選の日程決まる…1頁  
46年度収支予算決まる…3頁  
金融制度特集…3.4.5.6頁  
各種講習会のお知らせ…8頁  
宇都宮機械工業青年会創立…8頁

## 商工うつのみや

発行所  
宇都宮商工会議所  
宇都宮市旭町1-3,427  
電話(020)33-623146  
編集兼  
发行人 金子浩藏  
印刷所 三共印刷  
電話(044)4106646  
毎月20日発行定価30円

## 昭和46年度予算総括表 (単位:円)

区分	46年度	45年度	比較 増減(△)
一般会計	32,110,000	27,980,000	4,130,000
中小企業相談所	17,832,000	15,907,000	1,925,000
特定商工業者	1,492,000	1,461,662	30,338
祭壇開催費	3,450,000	3,785,000	△335,000
当所駐車場	4,840,000	4,502,000	338,000
交通共済管理費	1,479,000	1,191,000	288,000
合計	61,203,000	54,826,662	6,376,338

前年より、前半において経済は早い速

度で拡大し、卸売物価も上昇したこと

から景気は次第に鎮静化に向

り、昭和四十五年の我が國経済は、早い速

度で拡大し、卸売物価も上昇したこと

から景気は次第に鎮静化に向

り、昭和四十五年の我が國絏済は、早い速

度で拡大し、卸売物価も上昇したこと

から景気は次第に鎮静化に向

り、昭和四十五年の我が國絏済は、早い速

度で拡大し、卸売物価も上昇したこと

から景気は次第に鎮静化に向

り、昭和四十五年の我が國絏済は、早い速

度で拡大し、卸売物価も上昇したこと

から景気は次第に鎮静化に向

り、昭和四十五年の我が國絏済は、早い速

度で拡大し、卸売物価も上昇したこと

から景気は次第に鎮静化に向

り、昭和四十五年の



昭和46年度 栃木県中小企業関係融資制度一覧 (アンダーラインのあるところは改正箇所です) その2											
名 称	融 資 対 像	融 資 条 件			融資限度	融 資 期 間	利 率	取 金 融 機 関	取 扱 金 融 機 関	申 込 機 関	主 管 課
高 度 化 化 資 金	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、同連合会、商店街振興組合、同連合会	組合の場合	①組合員と組合との間に、組合の行なう計算事務共同化事業を継続的に利用すべき旨を内容とする契約を締結すること等、この事業が組合員に十分利用されるようになっていること ②組合員の数30人以上。 ③組合員の80/100以上が特定中小事業者又は企業組合であること。	貸付対象額の65%以内	2年据置き 10年均等償還	年 2.7%	直接貸付 (県)	市町村の商工担当課 (窓口)	中小企業課		
	中小企業者たる会社	会社の場合	①当該会社に出資している特定中小事業者のすべてが、その会社との間に会社の行なう計算事務共同化事業を継続的に利用すべき旨を内容とする契約を締結すること等、この事業が出資者によって利用されるようになっていること。 ②出資特定中小事業者の数が30人以上。 ③出資をしているもの80/100以上が特定中小事業者で、その所有出資額がその総額の70/100以上。	"	"	"	"	"	"		
化 化 資 金	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、その組合員、所属員	組合の場合	①組合又は組合員が小売商を営む組合員のため物品を購入し且つ、所属小売業者に対する販売する事業、その他経営の合理化を図るために適切な事業を行なうもの。 ②小売商業者の数が30人以上。 ③組合員の90/100以上が小売商業者であること。	"	"	"	"	"	"		
	中小企業者たる会社	会社の場合	①当該会社に出資している中小商業者であって小売商を営むものために物品を購買し且つ小売商に対し販売する事業その他、経営の合理化を図るために適切な事業を行なうもの。 ②出資小売商の数が30人以上。 ③90/100以上が出資小売商業者。 ④中小商業者の出資割合70/100以上。	"	"	"	"	"	"		
共同公害防止資金	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会		事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会が行なう共同施設事業のうち、工場および事業場が集中し、これらの事業活動に伴う水質の汚濁によって公害が著しく、または著しくなるおそれがある地域において行なわれるための公害防止施設であること。	貸付対象額の80%以内	2年据置き 13年均等償還	無利子	"	"	"		
下請企業育成強化資金貸付金	①資本金1,000万円以下、もしくは従業員300人以下の下請製造業者。 ③同程度の中小企業等協同組合。 ③その組合員。		下請代金支払い遅延のために必要な運転資金で、信用保証協会の保証を必要とする。	①1企業 100万円 ②協同組合 500万円	6か月	年 6.2%	銀行、相互銀行、商工中金、信用金庫、信用組合	取扱金融機関に同じ	中小企業課		
中小工業合理化安定資金	出資あるいは資本の額が1,000万円以下又は従業員300人以下の織維業(含縫製)又は木工業から業種又は品種転換しようとする企業。		協同化等により合理化をはかることが適当と認められるもの。	①1企業 300万円 ②組合 3,000万円	3年以内 (内6か月据置)	年 7.3%	"	"	"		
中小企業長期設備資金貸付金	①県内で同一事業を1年以上營み県税(事業税、自動車税)を完納しているもの。ただし、対象業種において業種生産品目を転換し、または転換しようとするものはこの限りではない。 ②資本金1,000万円以下又は従業員50人以下の法人または個人の製造業者又は建設業者等とする。 ③サービス業はクリーニング業および自動車修理業、農業機械整備業。		①製造業にあっては、生産加工、試験又は検査に使用する機械器具及び装置、並びに変電設備。 ②その他の業種については合理化に直接必要とする機械、器具等であって年度内に設置完了するもの。	1企業の購入資金の最高限度は300万円とし、その貸付額は200万円とする。 国民金融公庫の協調融資100万円がある。ただし、中小企業長期設備資金融資限度額(200万円)の超過額。	6か月据置 4年6か月均等償還	年 6.3%	"	"	"		
設備近代化資金貸付金	資本金5,000万円又は、従業員300人以下の企業であって、①通産省の指定業種にあるもの。 ②輸出振興上特に必要なあるもの。	所要資金(機械)の1%以内。	原則として10万円以上500万円以下。	1年据置 4年均等償還 (譲渡担保) 公害関係12年	無利子	直接貸付 (県)	市町村の商工担当課 (窓口)	"			
中小企業退職金共済事業団還元融資資金(退職金共済事業団)	退職金共済事業団と退職金を契約締結している中小企業者又はその団体。	新築、増改築資金 保健衛生、給食、体育、その他の福祉等の各施設。	所要経費の70%	10年以内	年 7.9%	足利銀行 商工中金	取扱金融機関に同じ。	労政課			
雇用促進融資資金(雇用促進事業団)	一定数以上の常用労働者を公共職業安定所の紹介にて雇い入れる事業主。	防火地域、準防火地域内の商業地及び上記以外の地域で、重点地域に認める地域への建築。	①労働者住宅賃金 ②福利厚生費1,500万円 ③事業内訓練施設700万円 ④通常雇用設備(目下検討中)	貸付率は、経営費の70%~90%基準単価の範囲内、住宅以外は350万円~650万円特別1,000万円	住宅18~30年 中小企業年6.5% 大企業年7% 15~20年	足利銀行 栃木相互銀行 本店	公共職業安定所及び足利銀行 職業訓練課 失業保険課	労政課			
住宅つき店舗事務所等の建築資金(住宅金融公庫)		延べ面積が1,200平方メートル(約363坪)以上でおおむね2分の1以上が住宅である店舗および事務所、なお数人の共同建築でよい。	貸付対象面積×標準建築費×75%	元利均等 10年以内	住宅は年 7% 店舗等は年 7.5%	住宅金融公庫の指定金融機関	住宅課	住宅課			
産業労働者住宅建設資金	従業員5人以上の事業所で、その従業員を収容するもの。	甲、土地75% 建物75%以内 乙、建物50%以内	建築費の75%以内	耐火35年以内 簡易耐火25年 以内 その他18年以内	甲、年 6.5% 乙、年 7%	"	"	"			
公害防止融資資金(公害防止事業団)	汚水処理施設、特定有害物質処理施設等	中小企業 大企業 共同公害 駐機装置 10年 共同公害 施設 80% 70% 個別公害 10年以内	共同公害 当初3年5% 4年以降 年55% 個別公害 防護施設 年 6% 年 7%	大企業 年 6.75% 年 7% 融機関	公害防止事 業団指定金 融機関	取扱金融機 関に同じ。	公害課				

# 金融のしおり

昭和46年度 栃木県中小企業関係融資制度一覧 (アンダーラインのあるところは改正箇所です) その1											
名 称	融 資 対 像	融 資 条 件			融: 資 限 度	融 資 期 間	利 率	取 金 融 機 関	取 扱 金 融 機 関	申 込 機 関	主 管 課
中小企業労働福祉施設資金貸付金	従業員300人以下の法人または個人。 (資本金5,000万円以下に限る。)	(④)従業員のための住宅施設 (⑤)食堂、調理室、売店、自転車置場等の厚生施設 (⑥)更衣室、浴室、便所等の保健衛生施設 (⑦)運動施設等の体育文化施設 (⑧)企業内託児施設、冷暖房設備	労働福祉施設に必要な資金の3分の2以内の額で、最高200万円を限度とする。	5年 6か月据置 54か月均等 償還	年 5%	銀行、相互銀行、商工中金、信用金庫、信用組合	取扱金融機関に同じ	労政課			
中小企業振興資金等貸付金	資本金1,000万円以下または従業員が300人以下の企業協同組合、小組合、企業組合、商工組合、商店街振興組合および構成員指定団地組合及び団地内企業	運転資金を原則とする。 融資につき増資、歩積両建てを必要としない。	1企業 150万円 1組合員 1,000万円 1組合員 150万円	1年以内	金融機関貸付利率は借用貸付利率の最低利率による。	栃木相互銀行及び各信用金庫、信用組合商工中金宇都宮支店足利支店	取扱金融機関に同じ	中小企業課			
小規模事業者	小規模事業者	"	1企業 100万円以下								
輸出振興資金貸付金	輸出商社及び製造業者であって、過去1か年間において売上高の20%以上の実績を有するもの。	輸出品製造資金および集荷資金とし、運転資金とする。	6か月以内	年 6.7%	足利銀行	"	"				
小規模事業無担保融資資金貸付金	小規模事業無担保融資資金貸付金	①事業遂行に必要な新規運転資金とする。 ②原則として、保証協会の保証を必要とする。	1企業につき70万円以内	6か月以内	10万円より 70万円まで 年 6.6% 10万円以下 年 6.2% 保証料徴収しない。	信用金庫 信用組合	"	"			
中小商工業合理化安定資金	1年以上小売業を営み、當時使用する従業員が10人以下の法人又は個人。 出資あるいは資本の額が1,000万円以下又は従業員300人以下の織維業(含縫製)又は木工業から業種又は品種転換しようとする企業。	①現金支払いにより割安な商品仕入れに必要な資金。 ②協業化、業種転換又は品種転換を行なう場合。	①の場合 1企業100万円以内 ②の場合 1企業300万円 組合の場合 3,000万円	6か月以内 3年	年 7.3%	"	"	"			
中小商業店舗改造資金貸付金	常時使用する従業員が20人以下の中小商業者であって次の業を営むもの ①物品販売業(修理加工を含む) ②大衆飲食業 ③クリーニング業、理美容業	①店舗改造および改築に必要な資金 ②施設改善に必要な資金 ③原有する店舗をとりこむし店舗を共同化する場合(共同化後における増築、改築、又は設備の改善を含む)。	1企業250万円を限度とし、所要経費の3分の2迄とする。 所要経費の3分の2以内で1,000万円を限度として融資する。	60か月 4か月据置 56か月均等 償還	年 6.6%	銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合、商工中金	"	"			
小規模企業共済還元融資	県内で1年以上事業を営み、企業共済に加入していること。	"	100万円以内	1年以内	7.0%	栃木相互銀行	商工会議所を通じて取扱い	中小企業課			
公害防止施設緊急整備資金	県内に事業所を有する中小企業者で、知事が公害防止施設の設置を必要と認めるもの。	公害防止施設の設置 (設置計画書により県公害課の前審査をうける。)	7年 12か月据置 72か月均等 償還	年 5%以内 (日歩1錢) (3厘6毛)	足利銀行	取扱金融機関に同じ	公害課				
公害防止施設利子補給金	工場等から排出又は発生する汚水、ばい煙、粉じん、騒音、振動工場等から排出又は発生する汚水、ばい煙、粉じん、騒音、振動	年50万円	補給期間5年			公害課	"				
共同施設資金貸付金	①中小企業協同組合 ②商工組合同連合会 ③環境衛生同業組合	"	2年据置 10年均等 償還	年 2.7%	直接貸付 (県)	市町村の商工担当課 (窓口)	中小企業課				
工場集団化資金貸付金	組合員20人以上の事業協同組合で團地指定を受けたもの。	"	3年据置 12年均等 償還	"	"	"					
店舗集団化資金貸付金	卸商業で組合員20人以上の事業協同組合で團地指定を受けたもの。	"	3年据置 12年均等 償還	"	"	"					
企業合同資金貸付金	中小企業近代化促進法の指定業種で、同法による合併承認を受け、合併後存続する法人	"	2年据置 10年均等 償還	"	"	"					
小売商業店舗共同化資金貸付金	協同組合及び会社組合員5人以上の組合または5人以上の中小企業者で、出資合併した会社。	"	2年据置 10年均等 償還	"	"	"					
工場共同化資金貸付金	從業員20人以下の工場10企業以上のもの。	所要経費(土地、建物、機械および構築物)の65%以内	2年据置 14年均等 償還	無利子	"	"					
商店街近代化資金貸付金	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合連合会、これらの組合員の所属員	①組合又は連合会の組合員の5%以上が改造後の商店街が形成されるべき一定の土地の区域に、店舗その他施設を設置するもの。 ②組合員の数が30人以上。 ③5%以上が小売商業を営む中小商業者であること。 ④協同組合等が適切な共同施設事業を行なうもの。	貸付対象額の65%以内 12年均等 償還	3年据置 12年均等 償還	年 2.7%	直接貸付 (県)	"	"			





〔付 錄〕  
雇用促進融資案内

一雇用促進融資とは

企業の労働力確保を援助するため、公共職業安定所の紹介で労働者を雇い入れる事業主（事業主の団体を含みます。）の方に対して、労働者住宅、保健施設、給食施設、教養文化施設等の福祉厚生施設や、教室、実習場等の職業訓練施設のほか、身体障害者の作業施設や、建設業・水産加工業・建設用粘土製品の製造業で年間を通じて事業を行ない労働者を就労させるために必要な通年雇用設備等の設置又は整備に必要な資金を、長期、低利に融資する制度です。

**労働者住宅**

1. 貸付要件

共同住宅（1棟2階建以上4戸以上の世帯者向住宅）、共同宿舎（単身者用の寮、寄宿舎など）、及びその他の住宅（1戸建、2戸建の世帯者向住宅）の新設、増築又はこれに伴う土地取得をするための資金を次のいずれかの要件に該当する事業主又は法人格を有する事業主の団体に貸付けます。

記号	労働者住宅設置資金を借り受けるための要件	雇い入れ必要人数		備考
		事業主	事業主の団体	
A-1	移転就職者を雇い入れる場合	5人以上	10人以上	1.この証明は、公共職業安定所が行ないます。
A-2	移転就職者を事業団の移転就職者用宿舎に収容している場合	1人以上	1人以上	2.この証明により建設できる住宅の戸数（人）数は、証明1人に対し1戸（人）以内です。
B-1	指定地域内（労働力過剰地域）の工場を新設し労働者を雇い入れる場合	30人以上	50人以上	
B-2	指定地域外（労働力過剰地域）の工場を拡充し労働者を雇い入れる場合	10人以上	50人以上	
C	指定地域外の事業所が指定地域内の労働者を雇い入れるために労働者の居所を変更する場合	5人以上	10人以上	
D	35才以上の労働者を雇い入れる場合	3人以上	10人以上	
E	中小企業事業主の労働者を雇い入れる場合であって福祉厚生施設を設置しないと労働力確保が著しく困難な場合	1人以上	1人以上	
F-1	新産業都市区域の工場を新設し労働者を雇い入れる場合	20人以上	30人以上	
F-2	新産業都市区域の工場を拡充し労働者を雇い入れる場合	10人以上	30人以上	
G	港湾労働者を雇い入れる場合	1人以上	1人以上	
H	身体障害者を雇い入れる場合	1人以上	10人以上	

2. 貸付額

(1) 新設資金・増築資金は、次の算式で得た額です。

貸付額 = {主体工事費（1戸当たり融資対象面積×地域別・構造別1m<sup>2</sup>当たり標準建設費）×建設戸（人）数（安定所の証明人数の範囲内）} + 附帯工事費 × 融資率

〔主体工事費〕

対象面積	1m <sup>2</sup> 当たり標準建設費
共同住宅 1戸当たり50m <sup>2</sup>	耐火構造 28,900円～44,900円 (地域、階数に応じて異ります)
その他の住宅	簡易耐火構造 27,200円～28,500円 (地域に応じて異ります)
共同宿舎 1人当たり 17m <sup>2</sup>	木造及び防火構造 21,400円～27,000円 (地域に応じて異ります)

〔附帯工事費〕

特殊工事費（耐火構造地上の階数2以上のものを施工する場合）	1m <sup>2</sup> 当たり 1,700円～5,000円
水洗式便所工事費（その他の住宅のみ）	1戸当たり 20,000円
昇降機設置工事費（6階以上の共同住宅、共同宿舎）	1戸当たり 5,500,000円
暖房設備設置工事費	共同住宅 1戸当たり 160,000円 共同宿舎 1人当たり 40,000円

屋外附帯工事敷地造成工事費	共同住宅 1戸当たり 135,000円
共同宿舎	1人当たり 28,000円
その他の住宅	1戸当たり 117,000円

(2) 土地取得資金は、次の算式で得た額です。

貸付額 = 融資対象面積 × 地域別 1m<sup>2</sup>当たり標準価格 × 融資率

〔土地取得面積及び貸付額〕

融資対象面積	1m <sup>2</sup> 当たり標準価格
共同住宅、共同宿舎の場合 建物の融資対象面積の2倍以内 (北海道は3倍以内)	3,700円又は 8,000円 (地域により区分されます)
その他の住宅の場合 1戸当たり 165m <sup>2</sup> 以内 (北海道は 231m <sup>2</sup> 以内)	1,600円～6,600円 (地域により4段階に区分されます)

(3) 融資率 中小企業又はその団体.....90%

大企業.....70%

(注) 申請額は、1件100万円以上のものについて受けます。

3. 貸付条件

- (1) 利率 中小企業又はその団体.....年 6.5%  
大企業.....年 7%

(2) 債還期間

施設の構造	債還期間
耐火構造	30年以内
簡易耐火構造	20年以内（北海道については30年以内）
その他の構造	18年以内

(3) 債還方法

3ヶ月毎の元金均等割賦償還です。

(4) 担保

不動産等貸付額相当の担保を提供していただくことになっています。

(5) 保証人

確実な連帯保証人2人以上を立てていただくことになっています。

〔福祉施設〕

1. 貸付要件

次の施設の新設、増改築又はこれらの設置に伴う土地取得をするための資金を労働者住宅と同じ要件を充す事業主又は法人格を有する事業主の団体に対して貸付けます。

保健施設（浴場、体育施設など） 納食施設（食堂、炊事場など）  
託児施設（従業員のための託児所など） 教養文化施設（集会室、図書室など）  
購買施設（売店など） 施設の附帯備品（納食施設の冷蔵庫、ポイラーなど）

2. 貸付額

(1) 新設資金・増築資金は、次の算式で得た額です。

貸付額 = {主体工事費（融資対象面積×地域別・構造別1m<sup>2</sup>当たり標準建設費）+ 附帯工事費+ 設計監督費} × 融資率

〔主体工事費〕

対象面積	1m <sup>2</sup> 当たり標準建設費
事業所の從業員数、施設の利用予定員数、既設の同種施設の有無及びその規模等を勘案して事業団が認めた面積	耐火構造 北海道36,100円、その他の地域34,400円 簡易耐火構造 北海道31,400円、その他の地域29,900円 木造及び防火構造 北海道24,800円 その他の地域23,600円

〔附帯工事費〕

特殊基礎工事費（耐火構造のみ） 1m<sup>2</sup>当たり 5,000円

暖房設備工事費

構造	1m <sup>2</sup> 当たり 地域別価格
耐火構造及び簡易耐火構造	北海道 5,400円 その他の地域 5,200円
その他の構造	北海道 4,400円 その他の地域 4,200円

昇降機設置工事費

種類	階数別 1基当たりの価格
人員用エレベーター	3階以上 6,800,000円～8,150,000円
給食用リフト	2階以上 550,000円～1,100,000円

水槽等設置工事費

高架水槽	建築延面積 1,000m <sup>2</sup> 以内	1ヶ所当たり 2,360,000円まで
屋上水槽	建築延面積 3,000m <sup>2</sup> 以上	1ヶ所当たり 2,550,000円まで

浄化水槽等設備設置工事費

50人そう～1,000人そう	北海道 1ヶ所当たり 670,000円～2,790,000円
	その他の地域 1ヶ所当たり 640,000円～2,650,000円

避雷針設備工事費 1基当たり 80,000円

〔設計監督費〕

(主体工事費+附帯工事費) × 5%相当額

(2) 備品購入資金は、次の算式により得た額です。

貸付額 = 必要な備品1品目の単価10万円以上のものの購入額の合計額 × 融資率

(3) 土地取得資金は、次の算式で得た額です。

貸付額 = 融資対象面積 × 地域別 1m<sup>2</sup>当たりの標準価格 × 融資率

〔土地取得面積及び貸付額〕

<table

4. 貸付条件													
(1). 利率 中小企業又はその団体……………年6.5% 大企業……………年7%													
(2). 債還期間													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の構造等</th> <th>債還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火構造</td> <td>20年以内(1年内の据置期間を含む)</td> </tr> <tr> <td>その他の構造</td> <td>15年以内( " )</td> </tr> <tr> <td>設備備品</td> <td>5年以内(6月以内の据置期間を含む)</td> </tr> </tbody> </table>		施設の構造等	債還期間	耐火構造	20年以内(1年内の据置期間を含む)	その他の構造	15年以内( " )	設備備品	5年以内(6月以内の据置期間を含む)				
施設の構造等	債還期間												
耐火構造	20年以内(1年内の据置期間を含む)												
その他の構造	15年以内( " )												
設備備品	5年以内(6月以内の据置期間を含む)												
(3). その他 債還方法、担保及び保証人については労働者住宅の場合と同じです。													
<b>職業訓練施設</b>													
1. 貸付要件													
<p>職業訓練を行なうための施設(教室、実習場)の新設、増改築をするための資金及び訓練用の機械の設置及び購入に必要な資金を、次の業種の中小企業事業主又はその団体に、労働者住宅と同じ要件を充す(A-2は除く)労働者を合計して事業主は15人以上、団体は23人以上雇い入れる場合に限って貸付けます。</p>													
〔融資対象業種〕													
<p>並業、製造業、建設業、運輸通信業、電気ガス水道業、自動車修理業及び機械修理業。</p>													
2. 貸付額													
<p>(1). 新設資金、増改築資金は、<u>融資額を得た額です。</u> 貸付額=融資対象面積×1m<sup>2</sup>当たり標準建設費×融資率</p>													
<p>(2). 機械設備購入資金は、次の算式により得た額です。 貸付額=機械の購入単価×数量×融資率</p>													
<p>(3). 融資率 中小企業又はその団体……………90% (注) 申請額は、1件100万円以上のものについて受け付ます。</p>													
3. 貸付限度額													
<p>事業主は、700万円(建物 500万円以内、機械 350万円以内)事業主の団体は、1,050万円(建物 750万円以内、機械 550万円以内)です。</p>													
4. 貸付条件													
<p>(1). 利率 中小企業又はその団体……………年6.5% (2). 債還期間 福祉施設の場合と同じです。 (3). その他 債還方法、担保及び保証人については労働者住宅の場合と同じです。</p>													
<b>通年雇用設備</b>													
1. 貸付要件													
<p>積雪寒冷地域のため冬期間事業を休止する建設業及び建設用粘土製品の製造業、又は原料入手の季節的変動のため事業に繋がりできる水産加工業の事業主又はその団体に対して、これらの事業に雇用している季節労働者を常用化あるいは新たに雇用労働者を雇い入れるための設備備品の購入は必要な資金を貸付けます。建設業は次の指定地域内で、事業を行なう建設業法第8条の規定に該当する事業主又はその団体に対して貸付けます。</p>													
〔指定地域〕													
<p>北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、及び岐阜県</p>													
<p>水産加工業は次の指定地域内の水産業協同組合法で規定している水産加工業者で、中小企業に属する事業主又はその団体に対して貸付けます。</p>													
〔指定地域〕													
<p>北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、静岡県、福井県、兵庫県、及び岐阜県、鳥取県、島根県、高知県、長崎県、熊本県、及び鹿児島県</p>													
<p>建設用粘土製品の製造業は次の指定地域内で粘土を原料として建設用の屋根かわら、れんが、土管等(陶磁器製品、セメント製品は含まれません)を製造する中小企業に属する事業主又はその団体に対して貸付けます。</p>													
〔指定地域〕													
<p>建設業の指定地域に同じです。</p>													
2. 貸付額													
<p>(1). 設備備品購入資金は、次の算式で得た額です。 貸付額=対象備品1品目の購入単価が10万円以上のものの合計額×融資率</p>													
<p>(対象備品)            ○建設業 除雪用ブルドーザー、ボイラー、温水器、越冬用移動宿舎、ポータブルヒーター等            ○水産加工業 冷凍冷蔵設備、乾燥設備、暖房設備に限ります。            ○建設用粘土製品の製造業 除雪用ブルドーザー、原土保管設備、暖房設備、乾燥設備等</p>													
(2). 融資率													
<p>○建設業 中小企業又はその団体 90% 大企業 80%            ○水産加工業 中小企業又はその団体 90%            ○建設用粘土製品の製造業 中小企業又はその団体 90%</p>													
3. 貸付限度額													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>事業主</th> <th>事業主の団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>1,500万円</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>水産加工業</td> <td>2,000万円</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>建設用粘土製品の製造業</td> <td>1,000万円</td> <td>1,500万円</td> </tr> </tbody> </table>		業種	事業主	事業主の団体	建設業	1,500万円	2,000万円	水産加工業	2,000万円	3,000万円	建設用粘土製品の製造業	1,000万円	1,500万円
業種	事業主	事業主の団体											
建設業	1,500万円	2,000万円											
水産加工業	2,000万円	3,000万円											
建設用粘土製品の製造業	1,000万円	1,500万円											
4. 貸付条件													
<p>(1). 利率 中小企業又はその団体……………年6.5% 大企業……………年7%</p>													
(2). 債還期間													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>債還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>5年以内(6月以内の据置期間を含む)</td> </tr> <tr> <td>水産加工業</td> <td>2年以内(1年内の据置期間を含む)</td> </tr> <tr> <td>建設用粘土製品の製造業</td> <td>1年以内(6月以内の据置期間を含む)</td> </tr> </tbody> </table>		業種	債還期間	建設業	5年以内(6月以内の据置期間を含む)	水産加工業	2年以内(1年内の据置期間を含む)	建設用粘土製品の製造業	1年以内(6月以内の据置期間を含む)				
業種	債還期間												
建設業	5年以内(6月以内の据置期間を含む)												
水産加工業	2年以内(1年内の据置期間を含む)												
建設用粘土製品の製造業	1年以内(6月以内の据置期間を含む)												
〔身体障害者〕													
<p>1. 貸付要件 購入・改修するための資金として、労働者住宅の場合は、事業主(団体には貸付けません)に対して貸付けます。</p>													
<p>2. 貸付額 (1). 新設資金、増改築資金は、次の算式で得た額です。 貸付額=融資対象面積×1m<sup>2</sup>当たり標準建設費×融資率 (主工事費の単価)  <table border="1"> <thead> <tr> <th>融資対象面積</th> <th>1m<sup>2</sup>当たり標準建設費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訓練生1人当り 10m<sup>2</sup></td> <td>25,500円</td> </tr> </tbody> </table> </p>		融資対象面積	1m <sup>2</sup> 当たり標準建設費	訓練生1人当り 10m <sup>2</sup>	25,500円								
融資対象面積	1m <sup>2</sup> 当たり標準建設費												
訓練生1人当り 10m <sup>2</sup>	25,500円												
<p>(2). 作業設備備品購入改造資金は、次の算式で得た額です。 貸付額=1品目の購入単価が5万円以上の備品の合計額×融資率 (3). 融資率 中小企業……………90% 大企業……………80%</p>													
3. 貸付限度額													
<p>中小企業及び大企業ともに1,000万円です。ただし、身体障害者の雇用率が高い場合は、1,500万円を限度とします。</p>													
4. 貸付条件													
<p>(1). 利率 中小企業……………年 6.5% 大企業……………年 7 % (2). 債還期間 福祉施設の場合と同じです。 (3). その他 債還方法、担保及び保証人については労働者住宅の場合と同じです。</p>													

**借入申請の留意事項**  
**「借入申込書」に添付する主な書類**  
 イ、公共職業安定所の証明書、ロ、事業の概要、ハ、事業主の略歴、ニ、最近3期の決算報告書、ホ、建設計画の設計図(配置図、平面図、見取図など)、ヘ、納税証明書、ト、建設敷地の最近の登記簿謄本など。  
 (注) このほか融資の種類により、必要に応じて添付していただく書類がありますから借入申込書で確認して下さい。

**各融資の申請**  
 各融資は、別個に申込んでいただくことになっています。例えば、3階の建物を計画する場合で、1階を職業訓練施設に、2階を福祉施設に、3階を労働者住宅にするといった場合でも、別々に申込むことになります。

**借入申込先**  
 雇用促進事業団が融資業務を委託している金融機関の窓口ですが、建設予定地の都道府県内にある取扱金融機関に限られています。(ただし、通年雇用設備の建設業については、指定地域の隣接県及び東京、名古屋、大阪等の委託窓口でも取扱うことになっています)。取扱金融機関(都市銀行、地方銀行、相互銀行、信用金庫など)の名簿は次の機関に備え付けてあります。

イ都道府県労働主管部(局) 失業保険課、職業訓練課、職業安定課  
 ロ公共職業安定所  
 ハ住宅金融公庫本所又は支所  
 ニ雇用促進事業団本部又は支部  
**借入申込書**  
 取扱金融機関でお求め下さい。

**「事前着工禁止」**  
 貸付決定前に工事を始めることはできませんからご注意ください。  
 (注) ここに記載した標準建設費及び土地の標準価額は、昭和45年度現在のものです。

**昭和46年度の募集**

1. 融資計画 187億円

2. 融資の種類  
 労働者住宅  
 福祉施設  
 職業訓練施設  
 通年雇用設備(水産加工業、建設用粘土製品の製造業)  
 身体障害者作業施設  
 (注) 通年雇用設備の建設業は8月、9月に行ないます。

3. 受付期間  
 昭和46年4月1日から5月30日までの2ヶ月間  
 (なるべく早期に申込んで下さい。)

4. 貸付決定時期  
 4月受付分は6月末日、5月受付分は7月末日